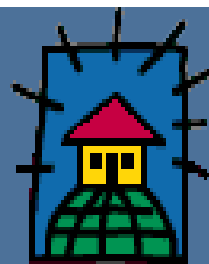


HABITAT FOR HUMANITY INTERNATIONAL'S

Global Village Program



ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-11-25 アソルティ新宿5丁目301

Tel: 03-6709-8780

Fax: 03-6709-8787

E-mail: info@habitatjp.org

Website: www.habitatjp.org



Habitat
for Humanity®
Japan

2019 年 5 月改定

Habitat for Humanity

VISION

A world where everyone has
a decent place to live.

誰もがきちんとした場所で暮らせる世界

Habitat for Humanity

MISSION STATEMENT

ハビタット・フォー・ヒューマニティは、世界各国・各地域の様々な背景をもつ人々とパートナー関係を築き、住居の建築・修繕支援というアプローチにより、人々がきちんとした居住環境を手に入れ、幸福感を持ち、豊かな人生を歩み、自己成長することを可能にする地域社会の発展に努めます。

目次

はじめに	3
1. 参加者の心構え.....	4
2. ハビタット・フォー・ヒューマニティと GV	5
3. GV の特徴と参加チームの役割	8
4. 参加資格	10
5. GV プログラム参加方法.....	11
6. 費用について	12
7. 期間について	14
8. GV プログラム参加までの流れ	15
9. GV 参加が決まったら	16
10. 渡航の準備	17
11. 建築作業の安全性について.....	19
12. 現地での諸注意	19
13. レクリエーション(観光など)についての考え方.....	22
14. GV ボランティア保険	24
15. 怪我・病気の対応	29
16. 健康管理について	31
17. 渡航先の情勢について.....	32
18. キャンセル規定.....	34

はじめに

なぜ、家？

安心して暮らせる家

それは幸せを築く始まりです。

しかし、世界には、貧困や災害により

劣悪な住環境での暮らしから抜け出せない人々があります。

ハビタット・フォー・ヒューマニティは

「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」を目指し

世界中で家やコミュニティを

地域の人々やボランティアと共に築いています。

安心して暮らせる家は希望ある未来への一歩。

だから、ハビタットは家をつくるのです。

GV ってなに？

Global Village Program（以下 GV）とは海外建築ボランティアプログラムのことです。毎年、多くのボランティアが世界中にあるハビタットのネットワークを活用し、海外での住宅の建築に参加しています。

参加者はその家に住むことになる家族（ホームオーナー）と一緒に汗を流して建築作業を行うことで、現地の生活や文化を肌で感じながら、家族が貧困から抜け出すお手伝いをしていることを実感できます。

また、海外で家を建てるという特別な経験をシェアすることにより、チームメンバーと強い絆が生まれます。

1. 参加者の心構え

ハビタット・フォー・ヒューマニティ(以下、ハビタット)の海外建築ボランティアプログラム「グローバルヴィレッジプログラム(以下、GV プログラムまたは GV)」に関心をお寄せくださりありがとうございます。

ご参加にあたり、下記項目をご理解いただけますようお願いいたします。

1. ハビタットは旅行会社ではありません。参加者の皆さんは、ハビタットが掲げるビジョンを理解した上で、そのミッションを果たすために活動に参加し、ハビタットとの対等なパートナーシップに基づき協力し合い、ハビタットと共に、グローバルヴィレッジをつくりあげていきます。
2. GV プログラムは、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」を目指すハビタットのビジョンに基づいて運営されています。このプログラムに参加するということは、ハビタットのビジョンを尊重し、受け入れることを意味します。
3. GV プログラムでは、チームのリーダーもしくは渉外担当者が日本側のハビタットコーディネーターや渡航先の現地ハビタットコーディネーターと連携し、渡航にあたっての準備を進めていきます。渡航先のニーズと皆さんの要望(活動内容や日程)が見合うようバランスをとりながら調整が行われますが、希望が叶わない場合もあることをご理解ください。
4. ハビタットまたはチームリーダーからの連絡には必ず目を通し、提出物などの締切りは厳守してください。
5. 渡航にあたっての準備をチームリーダー任せにせず、チームリーダーをサポートするようにしてください。
6. 現地での諸注意、渡航先の情勢、健康管理については、参加者一人一人が情報の収集や自己管理に努めるようにしてください。

2. ハビタット・フォー・ヒューマニティと GV

1. ハビタット・フォー・ヒューマニティについて

ハビタット・フォー・ヒューマニティは、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」の理念のもと、世界中に存在する劣悪な住宅事情の解消に向けて活動する国際 NGO です。1976 年にミラード・フラーと妻リンダによって設立され、現在世界 70 ヶ国以上で住宅問題に取り組んでいます。

2. ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンについて

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン(以下、ハビタット・ジャパン)は、国際協力 NGO であるハビタット・フォー・ヒューマニティ(以下、ハビタット)の日本支部として、日本からボランティアを派遣し、世界での住居支援活動をさらに促進するため、2001 年に開設されました。そして、2003 年 11 月には特定非営利活動法人の認証を得て、日本での本格的な活動をスタートさせました。今日、劣悪な住環境で暮らす人の数は世界で約 16 億人いるといわれる中、ハビタット・ジャパンは、世界の貧困住居の問題解決の一翼を担うことを目指して活動しています。

3. GV プログラムとは？

GV プログラムとは、世界中にあるハビタットのネットワークを活用し、ボランティアが支援を必要とする国に赴き、7～14 日間程度、その地域に暮らす家族が安心して暮らすために必要な住宅やトイレ、井戸を建てる手伝いをする、海外建築ボランティアプログラムです。建築活動を行うことから 12-20 名程度のチームで参加します。

ハビタットの支援には、ボランティアの参加が欠かせません。単に建築費用の削減につながるだけでなく、支援を必要とする家族にとっては、地域住民やボランティアと共に一緒に汗を流して建てる活動が、人間同士のきずなを強め、人としての尊厳や連帯感、地域への愛着を育み、平和なコミュニティを築き上げるきっかけになると考えています。そのため、1988 年にGVプログラムを立ち上げて以来、世界中のボランティアが支援を必要とする国に赴き、現地の家族が貧困から脱却し、自立した生活を行えるよう支援を行っています。

日本からは、年間 1400 名以上のボランティアがGVプログラムに参加し、アジア太平洋諸国を中心に、これまで 21 カ国以上で、現地の家族や地域住民と共に、住宅などの建築活動支援にあたってきました。参加者は老若男女、国籍を問わず、中には数多くのリピーターがいます。

ハビタットの支援活動は、住居建築活動、修繕活動、コミュニティ支援活動など、多岐にわたります。ただ家を作るのではなく、支援を受けた家族(ホームオーナー)が、自立して生活を営んでいくことができる仕組みを充実させ、住まいからコミュニティ、そしてその先の未来へ、一人でも多くの方が安心して暮らせるよう、取り組んでいます。ホームオーナーは無利子・無担保の融資を受け、経済的自立を目指しています。彼らは慎重に計画された月々の返済を行うことで、貯蓄の方法を学びます。また、その返済金は、より多くの人々がハビタットの支援を受けるために使われます。(このシステムをリボルビングファンドと呼んでいます。)

また、ホームオーナーは、ボランティアとともに建築活動に加わり、自分の家を建てることに汗をかいて参加します。(これをスウェットエクイティと呼んでいます。)

4. GV プログラムが参加者にもたらすもの

GV チームは、ハビタットにとってなくてはならない大切なパートナーです。またボランティア参加者もこのプログラムを通して、異なる文化や価値観と向き合い、これまでにない自己啓発の機会を得て、帰国時には以前と違う自分を発見することでしょう。

- 自立心の確立

多くの参加者にとって、GV プログラムは経験したことのないタイプの海外旅行です。日ごろ当たり前に行っている贅沢品などは使えない、全くシンプルな生活を送る旅であり、自分自身のあり方についてじっくり学ぶ貴重な機会となります。GV 期間中、さまざまな困難に出会い、それを乗り越えることで自立心と精神力が養われる例がこれまで多くみられます。

- リーダーシップスキルの向上

GV 活動参加には多くの準備が必要とされます。チームリーダー以外のメンバー全員で役割を分担しそれぞれの才能や技術を生かしましょう。GV 活動の経験によりその後さまざまな場面でリーダーシップを発揮するメンバーも多くなります。

- 学習の機会

GV 活動は受入国と貧困住居問題、その他様々な問題について学ぶ実習の場です。また現地の文化に触れ、人々の日々の暮らしについて学ぶ機会です。単なる海外旅行では見ることのできない、観光客が訪れることのない土地で生活している人々の日々の暮らしです。参加者は GV を通して、今までとは違った物事の見方を知り、本当の意味での異文化理解や文化交流を体験します。最も効率の良い学習の手段は、やはり自らが直接見るもの、聞くことから吸収することです。現地での滞在期間中はできる限り多くの人々と話し触れ合うことが大切です。

- チームとしての結束

チームメンバーや現地の人々と一緒に汗を流し、ともに活動することで団結力が生まれます。それが GV 活動終了後に感じる充実感や満足感にもつながります。準備段階から定期的にチームでミーティングや勉強会を行ったり、募金活動を行うことで事前のチームビルディングをすることを奨励します。

- 自己再発見

多くの参加者は GV プログラムを、与えるよりも与えられるものが多かったと振り返ります。そのひとつが自己発見のきっかけです。参加者は直面する多くの困難と向き合いながら自己について学んでいきます。自分自身と向き合い、

自分の心に触れ、熟考する時間を持ちます。新しい才能や長所を発見するきっかけとなることもあります。また人生における様々な出来事に対し感謝する気持ちを持つようになるメンバーもいます。

- ボランティア精神の向上

GV プログラム参加後、多くの参加者が更なるボランティア活動への参加意志を表します。GV プログラムで得た経験に刺激され、理解力と洞察力を身につけた元参加者が再度参加を希望するのはまれなことではありません。また、自国で NPO や NGO の活動に参加する人もいます。ハビタットはこのような献身的で熱心な GV 卒業生からのご報告を受けることを嬉しく、また誇りに思います。

- ビジョンの共有

帰国後、多くの参加者はその体験を他の人々と共有しようとします。すると、話を聞いた人もGVチームに参加し、自分も同じような体験をしてみたいと思うようになることがGVプログラムの特徴でもあります。GV 経験者の多くは、帰国後ハビタットのことを多くの人に伝えていきます。こうした理解ある参加者によりハビタットとGVプログラムが支えられていると言っても過言ではありません。

3. GV の特徴と参加チームの役割

GVの参加者は12-20名程度でボランティアチームを作り、10日間程度(最大14日間)、海外で主に住宅の建築活動を行います。

GV プログラムの特徴

汗をかいて世界を知る

現地の人々と力を合わせて家を建てます。汗をかきながら、現地の生活、文化、貧困、そして彼らの笑顔を知ります。

しあわせを建てる

参加者が建てるのは「家」以上のものです。家を手に入れたパートナー家族は新しい住居で、希望に満ちた生活をはじめ、貧困から抜け出していきます。

Give & Take (たすけて、たすけられる)

現地での建築活動、人々との交流を通して、参加者は差し出した以上のものを受取って日本に帰ってきます。

みんなで変わる

パートナー家族やその家族が暮らすコミュニティに住む人々は、参加者と一緒に汗をかきながら、自分たちが周りから助けってもらうだけの存在ではないことに気づき、人を助けることの意味を知ります。そうして育まれた助け合いの精神が、コミュニティそのものを変えていくのです。また、参加者も行動を起こすことの価値を知り、新しい一歩を踏み出していきます。

GV チームの3つの役割

1. House Building (貧困住居問題の解決を目指して「家」を建てる)

活動先(受入国)で安心して暮らせる住居を必要とする家族のために、セメントをこねたり、ブロックを運んだり、レンガを積み上げるなど、建築活動に参加してください。

2. Awareness Raising (貧困住居問題への意識・関心を高める)

ハビタットや受入国の貧困住居の話をする事で、あなたの周りの人々の関心や意識を高めてください。

3. Fund Raising (貧困住居問題を解決するための資金を集める)

ハビタットのビジョンを実現するためには家の建築資金が必要です。活動の意義を理解し、寄付を通してハビタットの活動を支えてください。

GV プログラムを運営する各組織の役割

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナル

すべての国のハビタットを統括する本部です。各国での建築ボランティアプログラムを統括したり、ハビタットの支援全体の運営を行っています。また、GV プログラムの実施国において情勢が悪化した場合やその他の有事の際、その国での GV の実施の可否を決定します。

ハビタット・ジャパン(派遣国:センディングカントリー)

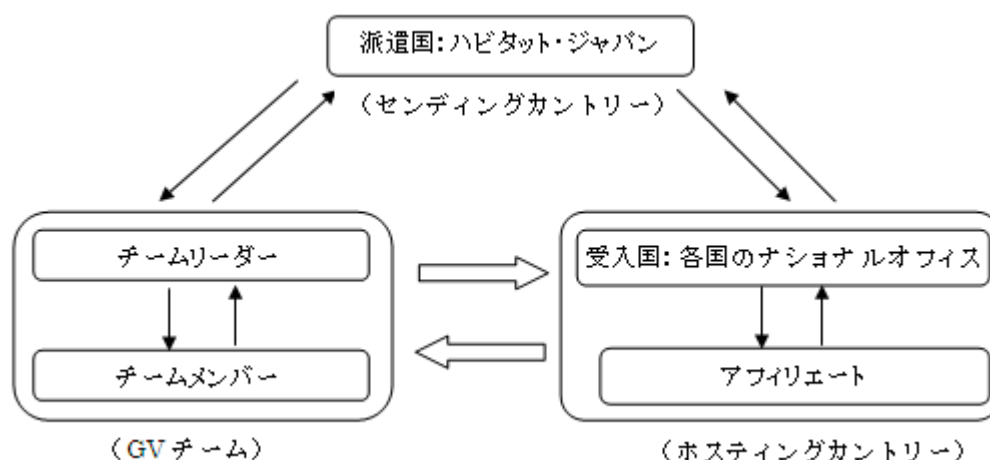
ハビタット・ジャパンは GV プログラムに参加するチームを受入国(以下参照)に送りだす役割を担います。各チームには、ハビタット・ジャパンのスタッフがセンディングコーディネーターとしてつき、書類上の手続きを進める他、チームと受入国側の調整を監督し、必要に応じて助言を行います。

各国のナショナルオフィス(受入国:ホスティングカントリー)

一国の支援活動を取りまとめ、GV チームの受入れを行います。各国のナショナルオフィスには、建築の専門家だけでなく、会計やファンドレイジング、広報等を行うスタッフがいます。

アフィリエイト

各国の実質的な支援活動は、ナショナルオフィスが直接的に行う場合もありますが、ほとんどの場合、各地域に根差した支部(以下、アフィリエイト)がパートナー家族の選定から建築活動の実施までを行います。受入国側でチームに同行するホスティングコーディネーターは、ほとんどの場合アフィリエイトのスタッフになります。



4. 参加資格

1. 建築技術:参加者の建築経験やスキルは問われません。

2. 年齢:15 歳以上で心身ともに健康な方。活動開始日(基本的に出発日当日)までに 15 歳に達している必要があります。年齢に上限はありません。年齢により作業の制限があります。また、未成年の参加者がいる場合、引率者が必要です。詳しくは、「未成年者の GV 参加に係る規則」を必ずご確認ください。

3. 英語力:コミュニケーションを取ることができる程度の英語力。チームリーダーと副リーダー(もしくはコーディネーターとの連絡窓口となる方)に関しては、少なくとも TOIEC 600 点レベル以上の英語力を持つ成人。

4. 以下の内容に同意できる方(全参加者対象)

◆ハビタット・フォー・ヒューマニティは旅行会社ではないことを理解し、参加者としてハビタットと対等なパートナーシップに基づき、協力してそれぞれの役割や責任を果たしながら、GVプログラムをつくりあげていくことを約束します。

◆GVプログラムは、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界の実現を目指す」というハビタットのビジョンに基づき、またハビタットの理念に従い運営されていることを理解、尊重し、本プログラムに参加します。

◆受入れ先のニーズや状況が必ずしもチームの希望に沿わないことがあることを理解し参加します。

◆所定の「ボランティア動員に係る誓約文」および「権利放棄・免責合意書／保護者承諾書」に同意および署名の上参加します。

◆ハビタット・ジャパンではビザ発給等の海外渡航手続きに関する一切のサポートを行っていません。申込み前に各チームの責任のもと各国大使館等への事前確認を行うことを約束します。※ただし、場合によりビザ発給に必要となる「推薦レター」については、ハビタット・ジャパンにて発行いたします(公正証書の必要な用件を除く)。

6. 以下の内容に同意できる方(リーダー/副リーダー対象)

◆チームリーダートレーニングに参加します。

※春と秋に、東京と大阪でそれぞれ開催しています。遠方の方はその旨ご相談下さい。

◆「チームリーダーの役割」に書かれている内容を十分に理解して参加します。

◆チームリーダーがペースメーカーになり、出発までの進捗管理をします。進捗管理はリーダーの責任であり、日本側のコーディネーターはそのサポートをすることを理解します。

5. GV プログラム参加方法

ハビタットの GV プログラムに参加するには、次の 3 つの方法があります。

1. チームを結成して参加する

12 名～20 名程度（国により最少必要人数の条件があります）の参加者を集め、チームを作り参加する。チームメンバーと渡航先、渡航日程を決めた上でハビタット・ジャパンのホームページより GV プログラムへの参加申込を行います。

2. オープンチームをつくる/オープンチームに参加する

オープンチームとは、個人で参加したいメンバーが集まり作られるチームのことを指します。リーダーとなりオープンチームを作って参加者を公募する、もしくは既存のオープンチームにメンバーとして参加する方法があります。オープンチームを作りたい、またはメンバーを募集しているオープンチームに参加したいという場合は、情報（渡航先、日程など）をハビタット・ジャパンのホームページよりご確認ください。ハビタット・ジャパン事務局までお問い合わせください。

3. ハビタット・ジャパン企画の GV プログラムに参加する

個人参加者向けにハビタット・ジャパンが企画する GV プログラムに参加する。例として旅行会社とともに企画しているツアープログラムがあります。渡航先や日程はあらかじめ設定されていますが、おひとりでも参加申込みが可能なプログラムになります。他の参加者との出会いも大きな魅力です。ハビタット・ジャパンのホームページをご確認ください。ハビタット・ジャパン事務局までお問い合わせください。

6. 費用について

GV プログラムの参加にあたり、以下の費用が発生します。

1. GVドネーション

参加者には一定額以上のドネーション(寄付)をお願いしています。GVに参加する国によりますが、目安として学生では 45,000 円から 60,000 円程です。また、現地の物価の変動等により変わることもあります。ドネーション額はホームページ上で公開しているほか、チームリーダーには参加申込み時にご案内もしています。

ドネーションには、受入国における支援活動を行うために必要な建築資材費、また GV プログラム運営費が含まれています。これらの費用があるからこそ、ハビタットは、世界各国で建築活動を行うことができます。

いただいたドネーションは、ハビタット・ジャパンで必要な管理費用を差し引いた後、受入国のナショナルオフィスに送られます。受入国に送られる額の内、約 70%はチームを受け入れるアフィリエイト(支部)に送られ、そこから管理運営にかかる費用を差し引いた額が、建築のための資金として活用されます。約 20%はナショナルオフィスでGVプログラムに関連する様々な費用を賄うための資金として活用されます。残りの10%はハビタットの本部に送られ、支援が必要な別の地域で活用されます(災害の被災者のための住宅建設支援など)。

2. 緊急時対応用資金

GV参加者1人につき 1,000 円いただきます。これはボランティアが活動中に緊急事態が発生した場合に対応できるよう緊急時対応用の資金となります。

3. 保険料

GV プログラム参加者は、ハビタット指定の保険(「14.GV ボランティア保険」参照)に必ず加入していただきます。保険料は渡航日数により異なります。

4. 実費

GV ドネーション、ハビタット指定の保険加入費用以外に、チームは航空券、現地滞在費(食費、宿泊費、交通費、観光費等)など、渡航にあたりかかる費用を負担します。航空券は、チームが直接旅行会社等で手配します。現地滞在費は、チームリーダーとホスティングコーディネーターが事前に調整を行います。必要な額をリーダーがまとめて、または参加者がそれぞれ、現地に現金で持参するか事前に受入国側に銀行送金を行います。

＜費用まとめ＞

必要な費用	支払先	その他備考欄
ドネーション	ハビタット・ジャパン	受入国・属性によって異なります。以下から参照ください。 http://www.habitatjp.org/contents/involved/index.html
緊急時対応用資金	ハビタット・ジャパン	1000 円/1 人
加入必須保険費用	ハビタット・ジャパン	渡航日数により異なる（詳細は、本ハンドブックの「GV ボランティア保険」を参照ください。）
現地滞在費 （食費、宿泊費、 交通費など）	渡航先にて請求元に実費で支払う	ホスティングコーディネーターとチームリーダーで現地での日程、宿泊先、レクリエーションなどについて事前に相談。
航空券代	旅行会社など	チームが手配する。

*ドネーションには航空券を含む渡航費、現地滞在費、その他個人的な諸経費は含まれておりません。

◆ファンドレイジングの考え方について◆

GV プログラム参加にかかる費用を集める方法については、各チームに任せられています。しかし、ハビタットは、少なくともその一部は募金活動を通して集めることを奨励しています。なぜなら、チームが募金活動を行うことで、多くの人から寄付をいただくだけでなく、その国の状況や貧困住居に関する認識を高めてもらうことができるからです。

例えばある人がチームの一員としてインドに行き、単純に個人として自分のお金を寄付すれば、個人的な経験に終始してしまいます。しかし周りに働きかけることで、より多くの人々がインドの貧困住居に住む人々のことを考えたり、助けたりする機会を持つことができるのです。

チームメンバーでこのような活動を行うことにより、チームは、家を建て、資金を集め、貧困住居について知ってもらうという、GV プログラムにおけるチームの役割を果たすことができます。

具体的なファンドレイジング方法の例としては、地域の企業や奉仕団体などから支援を得たり、パーティやスポーツなどのイベントをおこなったり、バザーなどを開いたりといったことが挙げられます。募金活動はメンバー全員で楽しんで行いましょう。また募金活動を始める前にきちんと計画を立てることは、募金活動を成功させるための重要な要素となります。

7. 期間について

GV プログラムの期間は、原則最大 14 日間とします。目安として、10 日間前後が最適と言えるでしょう。

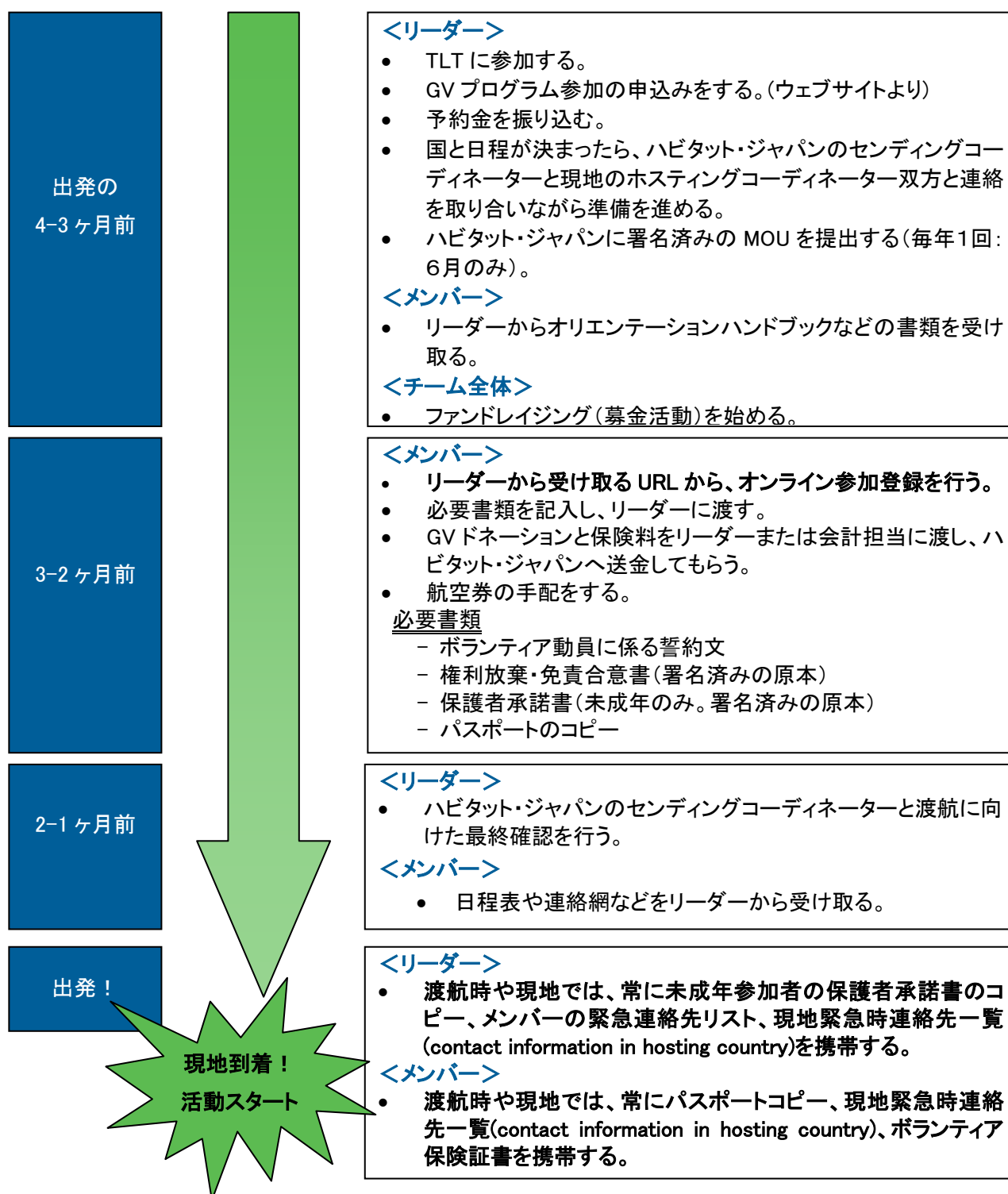
出発日から日本への帰国日が 14 日間を超えないように、日程を組んでください。また、国によって、最大建築日数が異なるので、ご注意ください。（最大建築日数は、ハビタット・ジャパンのウェブサイトに掲載のドネーション額リストに明記されています。）

できるだけ長く支援を行いたいと思うのがボランティアの心情でしょう。しかし、ハビタットは住居の建築を支援しているため、ボランティアの作業に加え、プロの大工さんが行う作業も必要になります。GV 期間が長いと、プロの大工さんが行う作業の調整が難しくなり、家の完成までにより長い時間がかかってしまうという懸念があります。ホームオーナー家族が、仕事などの事情で、長い期間作業に参加するのは大きな負担となるケースもあります。また、参加者にとっても慣れない気候での慣れない建築作業は大変体力を消耗します。期間が長ければ、それだけ体調を崩すメンバーが出るリスクも高くなります。

支援をするボランティア、そして、支援を受けて住居を建てるホームオーナー家族、双方にとって負担にならない期間を見極め、GV の日程を組みましょう。

8. GV プログラム参加までの流れ

チームリーダー、チームメンバー、ホスティングコーディネーター（受入国のハビタットのスタッフ）、ハビタット・ジャパンのセンディングコーディネーターが協力して準備を進めます。以下は主な準備や手続きをチャートにしたものです。



9. GV 参加が決まったら

GV への参加と滞在国が決まったら、まずひとりひとりが以下を確認しましょう。

1. 滞在予定国の渡航情報、安全情報、健康管理情報をチェックしましょう。必ず自分自身で確認し、リスクについて十分理解した上でご参加ください。またご家族の理解も得ておいてください。特に未成年の方は必ず保護者の方にも上記のことをご理解いただいてください。未成年の方は、保護者の署名がある保護者同意書の提出がないと参加できません。
2. パスポートの残存有効期間が、GV プログラムを終えて滞在国を出国する予定の日から数えて 6 ヶ月以上残っているかどうか確認してください。6 ヶ月未満の場合、国によっては入国できない場合があります。残存期間が 6 か月未満の場合はすぐに更新手続きを行ってください。
3. 必要な査証(ビザ)とその取得方法についても各自で確認するようにしてください。
4. かかりつけの医師に、現在の健康状態や受入国での健康管理について相談してください。

提出書類について

参加者それぞれが準備する書類は以下の通りです。必要事項を記入し、紙媒体で提出するものはチームリーダーに渡してください。

オンライン:

- ◇ **GV 参加登録**(チーム専用の URL がリーダーから送られます。必要事項を漏れなく記入し、送信してください。期日までにチーム全員の参加登録がないと現地の準備が滞りますので、必ずひとりひとりが期日までに登録してください。期日を過ぎてからの登録は参加いただけない場合があります。)

紙媒体(ハードコピー)でリーダーに提出:

- ◇ **ボランティア動員に係る誓約文(署名済みの原本)**
- ◇ **権利放棄・免責合意書(署名済みの原本)**
- ◇ **保護者承諾書(未成年のみ。署名済みの原本)**

ベトナムとスリランカへ渡航するメンバーのみリーダーに提出:

- ◇ **パスポートコピー(写真とパスポート番号が記載されているページ)**

※身体に障害や持病をお持ちの方、妊娠中の方など、GV プログラム期間中に特別な配慮を必要とする方は、オンライン参加登録の際にその詳細を必ず申告(記入)ください。

チームリーダーは、メンバー全員から上記の紙媒体の書類を回収し、まとめてハビタット・ジャパンの担当コーディネーターへ郵送してください。(コーディネーターによって送り先住所が異なりますので必ず確認してください)

10. 渡航の準備

1. 査証(ビザ)の取得

渡航先の国によっては、査証(ビザ)が必要です。詳細については、在日各国大使館/領事館かお取引のある旅行会社にお問い合わせください。在日各国大使館のウェブサイトでも査証(ビザ)取得の情報を得ることができます。

各国大使館データベース:

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/embassy/> (日本語)

<http://www.helplinedatabase.com/embassy-database/> (英語)

<http://www.embassy-avenue.jp/index-e.htm> (英語)

2. 留意点

天候

現地の天候を調べて準備をするようにしてください。

文化

受入国の文化について調べ、理解を深めておいてください。そうすることによって現地の人々とより良い関係を築くことができます。また現地では日本について聞かれる機会も多くありますので、英語や現地の言葉で説明できるようにしておくことをおすすめします。

言語

英語だけでなく、現地の言葉を少しでも覚えていくと、よりコミュニケーションが深まります。また現地ではリーダーだけではなくメンバーも英語で簡単なスピーチを求められることもありますので、準備をしていくことをお勧めします。

食事

現地ではその土地の方と同じ食事をしていただきます。現地の食事が合わない場合に備え、栄養補助食品などを持参することをおすすめします。食物アレルギーを持っていたり、食事に制限のあるかたは必ずオンライン参加登録の際にその旨を記入してください。

GV ボランティア保険

GV プログラム期間中の病気や怪我はハビタット指定の保険でカバーできますが、カバーされない種類のレクリエーション中の怪我などは対象外です。(13.「レクリエーションについての考え方」参照)

健康管理

出発までに万全な健康状態になるよう体調管理に努めてください。

※身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、アレルギーなどをお持ちの方など、

GV プログラム期間中に特別な配慮を必要とする方は、オンライン参加登録の際に記入してください。

3. 家族にお渡ししたいもの

フライトスケジュール、現地での日程表、ホスティングコーディネーターやホテルの連絡先、ハビタット・ジャパン事務局とハビタット・ジャパンの担当コーディネーターの連絡先、チーム内の緊急連絡網は、必ず渡航前にご家族にお渡しください。

4. 現地へ持っていくもの(持ち物チェックリスト)

現金

現金、クレジットカード、海外で使える ATM カードなど、いくつかの手段を用意していかれることをお勧めします。なお換金した際の控えは保管するようにしてください。

ハンドブックと必要書類

このハンドブックとともに、パスポートと健康保険証のコピーや緊急時連絡先リストをご持参ください。(リーダーはその他書類も。)

衣服・靴

ワークサイトにおいて:

- ◇ つま先の閉じている丈夫な靴
作業用安全靴(推奨)。サンダルやつま先の開いている靴は作業中大変危険なので不可。
- ◇ 動きやすい服装:
長袖のTシャツ、丈夫な長ズボン
*すり傷、切り傷、日焼けなどを避けるため、半そで・半ズボンはお勧めしません。
- ◇ 厚手のソックス
- ◇ つばの広い帽子
- ◇ 作業手袋(軍手よりも丈夫なものを推奨)
- ◇ 雨具(レインコートやヤッケ)
- ◇ マスク(使い捨てのもの)

その他の持っていくと良い衣料品

- ◇ 公式の場(教会や寺院など)に行く可能性もありますので、男性はYシャツと長ズボン、女性はワンピースやブラウスとスカート/長ズボンを用意すると良いでしょう。肌が露わになるような衣服は避けて下さい。
- ◇ 水着(ビーチでの観光がある場合など)
- ◇ レクリエーション・観光用の歩きやすい靴(ビーチサンダル、ゴム草履など)
- ◇ トレーナーやセーターなどはおるもの(空港やホテル、バスなどは冷房が効いて寒いことがあります)

化粧品類、洗面用具など

- ◇ 日焼け止めローション(SPF 30 以上が目安)
*強い日差しに対処するために、十分な日焼け止めローションを持参し、頻繁に使用することをお勧めします。
- ◇ バスタオルとフェイスタオル
- ◇ 石鹸、シャンプー、歯磨きセット
- ◇ 虫・蚊除けスプレー(可燃性でないもの)
*建築現場での作業時、それ以外の外出時に頻繁に使用することをお勧めします。
- ◇ 除菌用アルコールスプレー・ウェットティッシュ
- ◇ トイレットペーパー

医薬品

- ◇ 常備薬(下痢止め、胃腸薬など)
*持病などで服用が必要な薬は余分に携行し、処方箋のコピーもお持ちください。
- ◇ 絆創膏などが入った簡易な救急セット
- ◇ 脱水症を防ぐためのポカリスエットなどの粉末(多量の汗をかくと水分とともに塩分が失われます)
- ◇ 熱中症対策用の飴
- ◇ 眼鏡、コンタクトレンズのスペア

持参すると役立つ持ち物

- ◇ 折りたたみ傘
- ◇ サングラス
- ◇ カメラ
- ◇ 懐中電灯と電池
- ◇ 目覚まし時計
- ◇ 水筒
- ◇ カロリーメイトやスナックなどの軽食
- ◇ 電圧変換機とアダプター
- ◇ 辞書

など

11. 建築作業の安全性について

GV プログラムでは建築技術の有無に関わらず、誰でも建築活動に参加していただけます。砂を運んだり、セメントをこねたり、あなたにできる仕事があります。建築現場では、必ずスタッフの指示に従い行動してください。ひとりひとりがスタッフの指示に従うことは、作業する全ての人たちの安全を確保することにつながります。

建築現場での規則、現場作業手順を含む説明は、初日の作業開始前に行われます。建築現場であるかないかに関わらず、GV プログラムの全日程に適用される安全についてのガイドラインは以下の通りです。

- まず考えてから、作業に取りかかる。
- 失敗や怪我を防ぐために、仕事に集中する。
- 救急箱がどこにあるのか、何が入っているのかを事前に確認しておく。
- 最も近い病院、医療センターの場所を確認しておく。
- 過度に疲れてしまう前に、休憩をとる。
- 日焼け止めで皮膚を守り、紫外線を防ぐ服装で作業する。
- 脱水症状を防ぐために、十分な水分補給をする。
- 工具、はしご、足場などを、毎朝、作業前に点検する。
- 安全性に問題のある状況、事故などはすぐに現場スタッフに報告する。
- 毎日作業終了時に、使用した道具、工具などを元の場所に戻す。
- 翌日の作業に備えて、心と体に十分なエネルギーを補給するため、十分な睡眠をとる。
- 怪我や事故、体調不良などの場合は、直ちにチームリーダーと現場スタッフへ報告する。

12. 現地での諸注意

ハビタットでボランティア活動をする間、文化や宗教、経済的な背景の異なった人々と共に活動することになります。少し例を挙げるだけでも、食べ物、宿泊場所、言語などで数々の新しい経験をすることになります。このような様々な違いが自分に合っていると思えることもあるでしょうし、イライラしてしまうこともあるでしょう。この章では旅の支度に必要な心構えについて考えたいと思います。

不満やトラブルへの対処

不満やトラブルはその場で話し合い、解決するようにしてください。日本に帰ってきてからハビタット・ジャパンの担当コーディネーターに不満をぶつけるのでは遅すぎます。不満やトラブルは言葉の問題から生じる誤解が原因であることがほとんどです。

建築サイトと宿泊先の環境

日本とは異なった住環境に備えておいてください。とくに現地のトイレは大変簡素なもので、トイレット

ペーパーがないところも多くあります。皆さんにとって不満足なことでも、受け入れ側は最善を尽くしています。多少の不便を覚悟してご参加ください。

建築作業中のチームワーク

お互いのリズムに慣れ、建築作業が軌道に乗り出すまでには多少時間が必要です。言葉や習慣、価値観などが異なる人々が集まるわけですから、自分の考えを押し付けることは避けて下さい。また体力にも個人差がありますので、お互いに気を配るようにしましょう。

贈り物

活動している中で、その地域と人々に対して貢献をしたいと思う気持ちが強くなるかもしれません。その結果、過去にも個々の家族に直接贈り物をしたチームがありました。善意でなされたことですが、このような行為はハビタットのGVプログラムの目的に反してしまいます。

ハビタットは、現地の家族が依存体質から抜け出し自立できるように支援を行っています。しかしながら、個人的に個々の家族に贈り物をする事で依存を助長してしまう可能性があります。また、文化によっては「お返しをしなくては」と感じてしまうこともあり、ホームオーナー家族には負担になってしまいます。贈り物をするならば、コミュニティの人すべてが享受できるようにすべきだと考えています。そうすることによって、どの家族も同等であるというメッセージを送ることができます。コミュニティへの贈り物の例としては、コミュニティセンターへ本やバスケットボールを寄贈するなどが挙げられます。

また、建築現場には多くの子どもたちがいることも多々あります。個々の子どもたちへの贈り物も、それをもらえない子を傷つける可能性があります。また、ひとたび周囲に噂が広まれば、建築現場に多くの子どもがかけつけてしまうかもしれません。もし子どもたちと交流する場合は、折り紙、風船、クレヨン、シャボン玉などちょっとしたもので全員が遊べるものなら、常識の範囲で持っていくと良いでしょう。その場合も、残ったものや使ったあとのゴミはきちんと持ち帰りましょう。

贈り物をしたい場合は、まずホスティングコーディネーターとハビタット・ジャパンの担当コーディネーターに相談してください。

コミュニケーション

現地では、行き過ぎた愛情表現を控え、現地の文化に敬意を払いましょう。自身にとって当たり前でも、異文化の中では不快だと思われることもあるということを常に心に留めておきましょう。また、相手の言うことを理解しないまま生半可な返事をすることは避けてください。トラブルの原因になります。

振り返り

一日の始まりや終わりには全員が集まり、振り返りの時間をもつことをお勧めします。

所有物を大事にする

GVプログラムの参加者はコミュニティやアフィリエイトの所有物を大切に使用してください。参加者の皆さんは、自分たちが使うものはすべてコミュニティやアフィリエイトの資産であるということを意識して

ください。滞在場所や建築サイトでは整理整頓を心掛け、使ったものは元の場所にもどしてください。

安全

建築活動以外の時間に行動する際は周りの安全状況を考慮してください。1人で出かけたりせず、常に2人以上のグループで行動し、リーダーやハビタットのスタッフに行き先を知らせてください。周囲の環境については、ハビタットのスタッフに相談してください。

【大雨・台風が近づいてきたら】

- ホテルにいる場合は、外出はできるだけ控えるようにしましょう。
- テレビやラジオで、台風情報や防災上の注意事項をよく聞くようにしましょう。
- 停電などに備えて、懐中電灯やラジオをあらかじめ手元に用意しておきましょう。
- ホテルの部屋のベランダに風に飛ばされる危険があるものが置いてあるときは、室内に取り込みましょう。
- がけ地付近は、大雨が続くと地盤がゆるみ、がけ崩れの起こるおそれがありますので、近づかないようにしましょう。
- もしそばに川がある場合は、川の増水に注意しましょう。

その他

- いつでもどこでも、自分の持ち物から目を離さないようにし、特にバスや交通機関や公共の場ではスリに注意してください。
- ハビタットはGVプログラムでの経験があなたにとって意義あるものになることを願っています。家族や保護者、友人と連絡を取り合い、心配をかけないよう配慮してください。
- 不測の事態が発生した際は、チームリーダーとホスティングコーディネーターの指示に従って行動してください。

13. レクリエーション(観光など)についての考え方

GVの日程には、Cultural Activities と呼ばれるレクリエーションの時間が組み込まれます。これは、建築活動で疲れた身体を休めること、そして、現地の文化や生活を知るために活用いただく時間です。GVプログラムの本来の目的を損なうような活動およびハビタット指定のボランティア保険でカバーされない活動は含まないようにしましょう。

ハビタット・ジャパンのレクリエーションについての方針は以下の通りです。推奨されない観光やレクリエーション・娯楽を行いたい場合は、GV期間の前後を利用し、ハビタットの管轄を離れ、自己手配で実施するようお願いいたします。

Cultural Activities (文化的活動)	原則として、受け入れ国の文化理解に資する活動を含む。例えば、ハビタット活動地の訪問に加え、現地の芸術、音楽、舞踊、スポーツ、食事に関する体験、また博物館や史跡・歴史的建造物の訪問などを推奨する。
学校・孤児院の訪問	ハビタットが支援している地域にある学校・孤児院訪問を推奨する。
観光・娯楽	娯楽活動および現地の貧困問題の理解向上につながらない観光は含まない。例えば、エクストリーム(暴力や過度の危険を伴う)スポーツ、ジップライニング、バンジージャンプ、水上スポーツ(バナナボート含む)、スキューバダイビング、ふれあい(=動物と接触する形態の)動物園、乗馬など(これらに限定しない)。
観光目的の宿泊	原則として、観光目的でのリゾート地や観光地における宿泊は含まない。ただし、参加者がこれを強く希望する場合は、参加者が活動予算が高額になることと共に、その間の GV ボランティア保険の適用はないことを理解する限りにおいて認める。
移動手段	スピードボートやバイクで移動することは認めない。
飲酒	アルコールの過剰摂取を誘発する可能性がある場所(バーやイベント等)に行くことは認めない。飲酒は推奨せず、また過剰な摂取は禁止する。地酒を飲むことも認めない。飲酒中の状況で発生したケガについては、GV ボランティア保険ではカバーされない。また、国・地域を問わず、20 歳未満の日本人参加者の飲酒は一切認めない。
麻薬・違法薬物	海外旅行中に薬物所持や密輸容疑で逮捕されるケースが年々増加している。日常生活とは異なる環境の中、つい気が緩み興味本位から手を出してしまうことも考えられる。多くの国や地域では、麻薬等違法薬物犯罪に関する取締りが強化されている。罰則等も非常に厳

	しく、ハビタットの活動する国・地域において外国人にも例外なく死刑や終身刑等の重刑が科され、中国において実際に日本人が死刑に処せられた例もある。麻薬や違法薬物等には絶対に手を出さないことをチームの全員で確認すること。
その他	現地の貧困住居問題の理解向上に資する場所への訪問を推奨する。ただし、安全な場所で、かつハビタットの監督下にある場合のみとする。

* 保険でカバーされないレクリエーションについて、下記ページを必ずご確認ください。

14. GV ボランティア保険

GVプログラムに参加される方は全員、ハビタット・ジャパンが包括加入している、GVボランティア保険（引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険）に加入します。これは加入必須となり、GVプログラム期間中に起こり得る怪我や病気、事故に備えるもので、ハビタット・ジャパンが加入の取次ぎを行います。参加日数分の保険料をハビタット・ジャパンがお預かりし、まとめて保険会社に支払います。

（注）：GVボランティア保険はGVプログラムに参加期間中のケガや病気の治療費用、飛行機遅延により生じた諸費用や携行品の盗難などによる損害をカバーする保険です。補償対象外の事由については次ページの補償概要をご確認ください。

■ 保険補償期間

保険加入期間は、GVプログラム参加のために自宅等を出発したときから、ハビタットが手配した GV プログラムの実施期間終了後、自宅等に帰着するまでとなります。なお、単独で他のメンバーよりも長く現地に滞在する場合の期間や GV プログラム終了後にチームが独自で滞在を延長し観光を行う期間などで、保険加入期間外の事故は、当保険ではカバーされませんので、ご注意ください。

■ 保険料のお支払い方法

チームメンバーは、チームリーダーに加入期間分の保険料をお支払いください。チームリーダーは、チームの保険料の合計金額をハビタット・ジャパンへ振り込んでいただきます。

■ 本プログラムの補償内容と保険金額

補償項目	保険金額（ご加入金額）
傷害死亡	3,000 万円
傷害後遺障害	3,000 万円（注 1）
（ケガ・現地で発症した病気等の）治療・救援費用	無制限（注 2）
疾病応急治療・救援費用	300 万円
疾病死亡	500 万円
旅行中断費用	100 万円
旅行事故緊急費用	5 万円
個人賠償責任	1 億円
携行品損害	10 万円（注 3）

（注 1）後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の 4%～100%のお支払いとなります。

（注 2）「治療・救援費用補償特約」の保険金額を無制限とすることで、「治療・救援費用」を終身補償するものではありません。

（注 3）乗車券・航空券については合計 5 万円限度でのお支払いとなります。

※以下は補償に含まれません

・歯科治療費用

海外旅行保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180 日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 注 同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払っている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の 4%～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合
疾病死亡	海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。		【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ・歯科疾病 など
治療・救済費用 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット	＜治療費用＞ 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合 注 病気については、海外旅行終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始した場合に限りします。 ＜救済費用＞ 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により 180 日以内に死亡した場合または 3 日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など	1 回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救済費用保険金額を限度とします。 ＜治療費用＞ 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います（ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて 180 日以内に要した費用）。 (1)診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 (2)保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 (3)法令に基づく消毒費用 (4)入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は 5 万円、通信費と合算で 20 万円限度） (5)治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。） 注 日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。 ＜救済費用＞ 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。（【保険金をお支払いする主な場合】の左記⑤は 300 万円上限） (1)捜索救助費用 (2)救済者の現地までの往復運賃（救済者 3 名分まで） (3)救済者の宿泊施設客室料（救済者 3 名分かつ 1 名につき 14 日分まで） (4)治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） (5)遺体処理費用（100 万円まで）、遺体輸送費用 (6)救済者の渡航手続費、救済者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計 20 万円まで）	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①^(※1)、②^(※1)、③^(※2)、⑦、⑧によって生じたケガまたは発病した病気に加え、 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（海外旅行中に発生した妊娠初期の異常（妊娠満 22 週以後の発生は除く）により海外旅行中に治療を開始した場合については保険金を支払います。） ・歯科疾病 注 旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救済費用は【疾病に関する応急治療・救済費用】で保険金をお支払いできる場合があります。 (※1) 自殺行為により、死亡した場合の＜救済費用＞は保険金を支払います。 (※2) 死亡した場合の＜救済費用＞は保険金を支払います。 など

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病に関する応急治療・救済費用	<治療費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※)が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合 <救済費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上続けて入院した場合 (※) 妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。	【治療・救済費用】の【お支払いする保険金】のうち、急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。	【治療・救済費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ・治療の開始が海外旅行終了後の場合 ・治療または症状の緩和が目的の旅行の場合 ・海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合 ・海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用（透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカ等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など） など
個人賠償責任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 注 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任^(※) ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・暴行・殴打による損害賠償責任 ・自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
携行品損害	海外旅行中に携行品^(※)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (※) 被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。 ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ・被保険者が携行していない物	携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 注1 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。 注2 旅券は、渡航先において旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします（1事故につき合計10万円まで）。 注3 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ・差押え等の公権力の行使 ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ・置き忘れ、紛失^(※) など (※) 日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。
旅行事故緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故^(※1)がもとで、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用^(※2)を支払います^(※3)。 (※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、証明されるものに限りです。 (※2) ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします（払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。）(③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限りです。詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。) (※3) (※2)の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります(③		【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の②、③、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ・歯科疾病 など

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	食事は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。		
旅行中断費用	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合 ①被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合 ②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病気^(※)で入院した場合 ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登山中に遭難した場合 ④事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合 ⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合 ⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合 (※) 妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	被保険者が旅行中断したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度に支払います（旅行が企画旅行の場合は下記1. または3. のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2. または3. のいずれか高い額を支払います。）。 1. 次の算式により算出した額 旅行中断費用保険金額または $\frac{\text{帰国日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} \times \text{旅行代金のいずれか小さい金額}$ 注 旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 2. 次の費用 (1)取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用 (2)渡航手続費として支払った費用（旅行中断した後に使用できるものに対する費用を除きます。） 注 今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。 3. 次に該当する場合の帰国に要する(1)、(2)の費用 ・航空券等の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ・旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 (1)航空運賃等交通費 (2)宿泊施設客室料（14日分限度）、通信費、渡航手続費（合計20万円まで） 注 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救援費用保険金により支払われる額を控除します。 ◎この特約の保険責任は、出国した時に開始します。	次の①～④により生じた費用 ①次のような原因により左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑤に該当した場合 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんか、自殺、犯罪行為 ・自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転 ・日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ・渡航先以外における戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ・核燃料物質による事故、放射能汚染 ②むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないものによって左記【保険金をお支払いする主な場合】の②が生じた場合 ③保険料領収前または出国日前日以前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑨に該当していた場合（ただし、保険料領収日と出国日のうちいずれか遅い日以降に該当した事由が、保険料領収前または出国日前日以前に該当していた事由と異なる場合（出国日前日以前に入院を開始し、出国後に危篤になった場合等）は、保険金をお支払いします。） ④危険なスポーツまたは自動車等による競技、競争、試運転によって左記【保険金をお支払いする主な場合】の①、②が被保険者に生じた場合など

用語のご説明

- 「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- 「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

■ 海外安心サービス・Jiデスク

ジェイアイ傷害火災保険では、海外日本語対応サポートデスク「Ji デスク」を提供しています。Jiデスクは日本語で利用可能です。営業時間は滞在国によって異なります。営業時間外の場合は日本の Ji 事故受付センターに連絡してください。

Jiデスクのサービス内容

• トラブル時の各種ご相談受付	• ご家族への連絡(ご希望に応じ)
• 医師・病院の案内・予約	• 医療通訳の手配
• 移送機関の手配	• パスポート等の盗難時の手続きの案内
• 病院等への支払保証	• 救援者の渡航時のお手伝い

◆◆◆ Ji デスクご連絡先一覧◆◆◆

タイ、バンコク:1800-292-300 (営業時間 平日 10:30-19:00)
ベトナム、ホーチミン:028-3827-6097 (営業時間 平日 9:00-17:30)
カンボジア、シェムリアップ:063-766212 (営業時間 平日 9:00-17:00)
ミャンマー、ヤンゴン:09-894-207-042 (営業時間 平日 9:00-17:00))
フィリピン、マニラ:1-800-10-893-7155 (営業時間 平日 8:45-17:45)
インド、デリー:1800-102-7183 (営業時間 平日 9:30-17:00)
上海:8008201868 (営業時間 平日 8:30-17:00)
※営業時間外の場合は国別にある緊急ダイレクトコールにご連絡ください。

上記以外の国からかける場合:

+81-3-6634-4151

日本に帰国後に連絡をする場合:

0120-395470

※連絡した際、サービス料や発信・着信料金が掛かる場合があります。完全無料を約束するものではありません。

※各国の通信事情により、ご利用できない場合があります。また、トールフリーは該当国以外からは利用できません。

※電話の掛け方や通話料の詳細は、ご加入の各携帯会社にご確認ください。

こんな時に Ji デスクをご利用ください

- 病院やクリニックなど医療機関をお探しの際
* 最寄りに提携病院があれば、キャッシュレスで治療が受けられる可能性があります。
- 医療機関に医療費の支払保証をする必要がある際
- 手荷物の盗難等のトラブルに遭ったので相談をしたい際
- 現地の情報を教えてほしい際

Ji デスクへお電話する際は、以下の情報をお伝えください。

- ジェイアイ保険の加入者であること
- 被保険者名
- 証券番号

※上記は2018年12月現在において一般的に実施しているサービスをご案内するものであり、ご加入の保険内容・事故内容(保険対象であるか等)・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。サービスの詳細につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

Ji2018-732 2018.12 作成

15. 怪我・病気の対応

参加者が怪我をした、または病気になった



本人やその他の者がチームリーダー、およびハビタットの現地コーディネーターに即時に報告



小さな怪我・病気



1. 現場コーディネーターに報告し、協力して処置を行う



2. 現地コーディネーターとチームリーダーが怪我・病気について互いに報告し incident report を記録する。



3. 体調が回復しなかったり、怪我の状態がひどくなったりした場合は、現地コーディネーターにすぐに相談。現地コーディネーターとの連絡が難しい状況の場合は、ハビタット指定の保険のアシスタンスサービス（前ページ参照）または自己で加入している海外旅行保険のアシスタンスサービスに連絡し、対処方法を相談する。または、大きな怪我/病気の場合の手順に従って対応する。

大きな怪我・病気



1. 現地コーディネーターに報告する。
2. 現地コーディネーターがそばにいない場合は、ハビタット指定の保険（前ページ参照）又は本人が加入している海外旅行保険のアシスタンスサービスに連絡し、近隣の病院を紹介してもらう。
3. 現地コーディネーターまたは/およびチームリーダーが怪我人/病人を病院に連れて行く。必要であれば、救急車を呼ぶ。
4. その際リーダー（またはリーダーに代わる人）は、怪我人/病人の「緊急連絡先（アレルギー情報などを含む）」を病院に持参する。未成年者の場合は、「保護者承諾書」（権利放棄・免責合意書の P5-6）のコピーも必ず持参する。
5. 未成年者の場合は、「保護者承諾書」に明記されている成人同伴者（通常はチームリーダー）も病院に同行する。
6. 英語ができるメンバーも通訳として病院に同行する。
7. この時点でまだ保険会社に連絡していない場合は、ハビタット指定の保険（前ページ参照）又は本人が加入している海外旅行保険のアシスタンスサービスに連絡する。ハビタット指定の保険の場合は、現地コーディネーターに連絡してもらっても良い。



現地コーディネーターまたは/およびチームリーダーおよび英語通訳担当者が、治療を行う現地医師に怪我/病気の原因などを説明する。



1. チームリーダーが怪我人/病人の緊急連絡先に連絡し、怪我/病気の状況と現地医師やアシスタンスサービスからの説明を伝える。
2. 現地コーディネーターまたはチームリーダーがハビタット・ジャパンの担当コーディネーターに連絡する。



説明を受けた通りの治療を行う。必要であれば、医療搬送を行う。（保険のアシスタンスサービスに医療搬送を依頼する）



1. チームリーダーは引き続き、本人の緊急連絡先や現地コーディネーター、ハビタット・ジャパンの担当コーディネーターと連絡をとりあう。
2. この間、現地コーディネーターも、ハビタットの関係者（ナショナル・オフィス、ハビタット・ジャパンなど）と連絡をとりあいます。



現地コーディネーターとチームリーダーが怪我・病気について互いに報告し incident report を記録する。

保険の請求は帰国後に行います（次ページ参照）。

その際、診断書と医療費の領収書が必要になるので、病院から必ず受け取ってください。

■ **保険請求手続き(ケガ/病気の発生から保険金受け取りまで)**

1. 帰国後、保険金請求者は必要書類(原本)を郵送にて提出。
※必要書類は申請内容によって異なります。保険金請求の必要書類のご案内を参照。
※請求用紙、診断書及び領収書、その他提出書類はコピーをとっておき、保険金請求が完了するまで保管しておくこと。
2. 請求内容の審査後、JI保険より保険金請求者へ申請した費用が返金される。

保険金請求書 兼 同意書はウェブからもダウンロード可能です。

<https://www.jihoken.co.jp/images/procedure/kaigai.pdf>

ご注意: 保険の請求金額が少額と思われる場合や、診察の結果が深刻なものでない場合、その時それ以上の医療処置が必要ないと診断された場合でも、後に有効な保険金請求ができるように全ての手続きをすませることをお勧めします。

保険請求書類郵送先: 〒330-9890

**さいたま新都心郵便局私書箱 70 号
ジェイアイ傷害火災保険株式会社
保険金請求書類受付センター**

16. 健康管理について

ハビタットは医療機関ではないので、あなたの健康状態について助言できる資格を持っていません。また薬や予防接種をお勧めする立場にもありません。GV プログラムへの参加者に対して、いかなる医療的な参加条件の提示もできません。

しかし、受入国に渡航するのに必要とされる予防接種と薬に関して参加者が疑問を持つのは当然のことです。このような疑問を解決するために、ハビタットはかかりつけの医師に相談するだけでなく、下記のウェブサイトで現地の状況を確認することもお勧めしています。そして参加するにあたり、どのような医療的な予防処置をとるのかを自己責任のもと判断いただくことになっています。

渡航に関しての健康アドバイスが記載されているウェブサイト:

- **Center for Disease Control Travelers' Health**
www.cdc.gov/travel/ (英語のみ)
- **World Health Organization (WHO)**
www.who.int/ith/ (英語のみ)
- **大阪検疫所**
<http://www.forth.go.jp/keneki/osaka/>
- **東京検疫所**
<http://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/>
- **厚生労働省検疫所、海外渡航者のための感染症情報**
<http://www.forth.go.jp/index.html>

健康管理に関するガイドライン例:

健康管理に関する一般的な注意事項については以下の通りです。

- ・ 食事をする前には念入りに手を洗うこと。手を洗える設備が限られている場合、除菌シートなどを使って消毒しましょう。
- ・ 生水は絶対に飲まず、スーパーやコンビニなどでミネラルウォーターを購入すること。レストランで出される氷や水も煮沸されていない場合が多いので避けましょう。
- ・ 浄化処理がなされていない水は、バクテリアや寄生虫を殺すために5分間沸騰させること。

- ・ 河川で水浴びをしたり泳いだりする場合は、その水が汚染されている可能性もあるので、徹底的に全身を洗い、切り傷など怪我をしている箇所がある場合は消毒する必要があることをメンバーに注意喚起すること。
- ・ 現地の店で買った果物や野菜は、食べる前に必ず殺菌処理された水で洗うこと。
- ・ 屋台の料理を食べる際は、充分火が通っているか、衛生的かを自己判断し、注意すること。
- ・ 涼しく湿気のある気候では低体温症になったり、東南アジアなど多くの国は熱帯地域のため、常に過度の日焼けや熱中症にかかる危険性があることに注意すること。これらの症状を防ぐためにも、建築現場では日焼け止めを塗り、帽子をかぶり、長そで長ズボンの衣服で直射日光を避けるように心がけること。また長時間に渡っての建築現場での活動は慣れない作業であるので、意識して休憩を取り、身体を休めるよう注意すること。
- ・ 急な疲労感、吐き気、めまい、頭痛などの症状は、熱中症の可能性があります。木かげ等涼しい場所へ移動し、水で濡らしたタオルで全身を拭き体温を 39℃まで下げる(下げすぎはよくない)こと。また、塩分のある水(スポーツドリンクなど)を大量に摂取すること。自覚がないまま高熱(40-41℃)になると、意識がなくなる事もあるので注意すること。その場合はすぐに病院に搬送するようにしてください。
- ・ 十分な水分を取ること。十分な水をとらないと脱水症状になる可能性があります。脱水症状は疲労感、活力の欠如、頭痛、めまい、排尿の少なさ、色の混じった排尿、発汗の少なさ、そして時には胃痙攣といった症状がでます。治療としては日陰で休み、水分補給(塩分補給)してください。また必要に応じて病院へ搬送してください。
- ・ 小動物は、ダニや蚤などの寄生虫がついている場合があるので、むやみに触らないこと。野犬や野生動物に噛まれた場合、狂犬病になる可能性があるので近づかないように注意すること。
- ・ 虫よけ、蚊よけスプレーなどで、蚊などの害虫に刺されないよう注意すること。できるだけ長袖を着用して作業にあたること。虫よけ、蚊よけスプレーなどで、蚊などの害虫に刺されないよう注意すること。できるだけ長袖を着用して作業にあたること。

17. 渡航先の情勢について

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルは、常に各国政府が発信する情勢や治安情報を確認しています。ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルがその規定に基づき、ある国・地域での活動が危険と認め、ボランティアの受入れを停止することを決めた場合、その国・地域でのGVプログラムへの参加はできません。

GV プログラム含め、いかなる海外旅行にも危険はつきものです。GV プログラム参加者は、危険が起こる可能性を頭にいれ、渡航前、また渡航時に必要な判断を下すことが求められます。次に挙げる渡航先の情勢に関する情報源を定期的に確認することをお勧めします。これらの情報は、常に変更される可能性があります。

1: 政府系ウェブサイト:

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
アメリカ国務省 <http://travel.state.gov/content/travel/english.html/>
イギリスおよび海外連邦事務所 <https://www.gov.uk/foreign-travel-advice>
オーストラリア外務貿易省 <http://www.dfat.gov.au/>
カナダ外務国際貿易省 <http://travel.gc.ca/travelling/advisories>
ニュージーランド外務貿易省 <https://safetravel.govt.nz/travel-advisories>

2: 旅行に関するアドバイス:

下記のウェブサイトでは、一般的な旅行に関するアドバイスや情報を得ることができます。

◎日本語サイト

地球の歩き方: <http://www.arukikata.co.jp/>
旅さき情報: <http://www.tabifan.com/>

◎英語サイト

Intrepid Travel: www.intrepidtravel.com
Lonely Planet : www.lonelyplanet.com
Fodor's Travel Online: www.fodors.com
Travel Advice: www.travel-advice.net
Frommers Travel Guide: www.frommers.com
National Geographic: www.nationalgeographic.com

Center for Disease Control: Geographic Health Recommendations

<http://www.cdc.gov/travel/index.htm>

CIA World Fact book: facts and figures about countries worldwide

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/index.html>

CNN Worldwide Weather Forecasts: current weather

<http://weather.edition.cnn.com/weather/intl/forecast.jsp>

Expeditors of Visas and Passports

<http://www.traveldocs.com>

Travel Health Online

<https://www.tripprep.com/scripts/main/default.asp>

The Universal Currency Converter™: check current exchange rates

<http://www.xe.net/ucc>

18. キャンセル規定

GV のキャンセル等に係る規則は以下の通りです。

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン（HFH Japan）は、HFH Japan を通じて参加する海外建築ボランティアプログラム（GV: Global Village program）に関して、申込み後の参加取消し及びプログラム開始後の活動中止（以下、「キャンセル」）が行われた場合のキャンセル料ならびにドネーションの返金について、以下の通り、規則を定めます。

1. 参加者側の事情でチームが GV をキャンセルする場合

予約金の 15 万円は、キャンセルの時期にかかわらず、原則として返金できません。

○出発日からさかのぼって 45 日から 31 日前までにキャンセルが行われた場合

予約金 15 万円に加え、参加者一人当たり 1 万円をキャンセル料としてお支払いいただきます。

○出発日からさかのぼって 30 日以内にキャンセルが行われた場合

保険料+contingency fund(以下 CF)以外は返金できません。

尚、滞在国を変更する場合にも当初の 15 万円は返金できません。また、新しい滞在国への予約に際して、予約金 15 万円を別途お支払いいただきます。

○出発後は保険料を含め一切の返金できません。

◆参加者側都合によるチームの参加取消しの場合のキャンセル料

キャンセル日	出発からさかのぼって			出発後
	46 日前まで	45-31 日前	30 日以内	
キャンセル料	予約金 15 万円	予約金 15 万円 + 参加者一人当たり 1 万円	保険料+CF を除く全額	保険料を含む全額

2. 参加者側の事情で個人が GV をキャンセルする場合

○出発日からさかのぼって 45 日から 31 日前までにキャンセルが行われた場合

参加者一人当たり 1 万円をキャンセル料とお支払いいただきます。

○出発日からさかのぼって 30 日以内にキャンセルが行われた場合

保険料+CF 以外は返金できません。

○出発後は保険料を含め一切の返金できません。

◆参加者側都合による個人の参加取消しの場合のキャンセル料

キャンセル日	出発からさかのぼって			出発後
	46 日前まで	45-31 日前	30 日以内	
キャンセル料	なし	参加者一人当たり 1 万円	保険料+CF を除く全額	保険料を含む全額

3. 不可抗力に基づく問題や事柄のために GV がキャンセルとなる場合

○不可抗力に基づく問題や事柄（国内外における治安の悪化や自然災害の発生、またそれに基づく退避勧告の発出等）によって、予定していた受入先での活動が困難となった場合、ハビタットと相談の上、以下のいずれかをお選びいただきます。

＜出発前＞

- 日程を変えずに他の受入先（他国を含む）で活動を行う。
- 日程を変えて同じ受入先で活動を行う。
- 参加を取りやめる。
 - ・予約金 15 万円を除くドネーション等全額を返金致します。

＜出発後＞

- 日程を変えずに同国内の他の受入先で活動を行う。
- 活動を中止する。
 - ・予約金 15 万円は返金できません。それ以外のドネーションは、全額から未利用分を日割り計算して返金致します。
 - ・保険料は、未利用分を日割り計算して返金致します。

4. ハビタット・フォー・ヒューマニティ側の事情で GV がキャンセルとなる場合

○主にハビタット側の事情によって予定していた受入先での活動が困難になった場合、ハビタットと相談の上、以下のいずれかをお選びいただきます。

＜出発前＞

- 日程を変えずに他の受入先（他国を含む）で活動を行う。
- 日程を変えて同じ受入先で活動を行う。
- 参加を取りやめる。
 - ・予約金 15 万円を含むドネーション等全額を返金致します。

＜出発後＞

- 日程を変えずに同国内の他の受入先で活動を行う。
- 活動を中止する。
 - ・予約金 15 万円を含むドネーションは、未利用分を日割り計算して返金致します。
 - ・保険料は、未利用分を日割り計算して返金致します。

【ご留意事項】

- ※1 受入先での活動が困難であるかどうかの判断はハビタットにて行いますこと、また、キャンセルによって生じた一切の損害につきましては責任を負いかねますことを何卒ご了承ください。
- ※2 出発日は、日本出発便の離陸予定時刻を基準と致します。
- ※3 本プログラムへの参加に伴い発生する旅費（航空券やホテル等の代金）につきましては、ご利用になられる旅行代理店の定める規定に従うものと致します。
- ※4 本規定に基づいて支払われたキャンセル料は、HFHJ が実施する住宅支援活動のために活用させていただきます。

ありがとうございました!

このオリエンテーションハンドブックを読んでいただき、ありがとうございます。ハンドブックを読むことは、皆さんだけでなく受入国にとっても重要なことです。GV プログラムを成功させるためには、準備をリーダー任せにしないようにしてください。

出発前には、ご自身のご家族に対しても参加への理解と心構えが必要になります。ご家族に対して、GV プログラム参加に際する安全面に関して理解してもらいましょう。また、緊急時の連絡手段について知らせておきましょう。更に、なぜ皆さんが GV プログラムに参加するのかを理解しておいていただく必要があります。それらの準備を怠ると、心配になった保護者からの電話で、ハビタット・ジャパンのコーディネーターが真夜中に起こされることになってしまいます。

ハビタットは、皆さんの参加する GV プログラムが、実りあるものになることを心より願っていますし、皆さんが世界中のあらゆる人々と、ハビタットならではのパートナーシップを結ぶことができると思っています。

皆さんやこれから参加しようと考えている方のため、そして、GV プログラムが参加者にとってもより良いプログラムとなるよう、GV プログラムについてのコメントや提案をお待ちしています！

Note:

Note:

